

## 岡田重美銀の賛成討論

ただ今上程されております 意見書案第 5 号「相次ぐ沖縄県での米軍ヘリコプターの事故防止に関する意見書」について賛成の立場から討論をいたします。

沖縄県での米軍ヘリコプターの事故は、昨年末から東村高江での米軍ヘリコプター炎上大破事故、宜野湾市の保育園と小学校への米軍ヘリコプターからの部品や窓の落下事故、そして、年明けわずか半月ほどの間に、不時着事故が 3 件も立て続けに起こりました。極めて異常な事態に、沖縄県民や国民からは怒りと不安の 声が上がっています。また、事故後もヘリコプター 2 機による普天間第二小学校上空の飛行が確認され、昨年末に起こった窓落下事故に際し、学校長 が求めた「学校上空の飛行禁止」の 声は、いとも簡単に無視されました。

これまで政府は、「普天間基地は市街地の真ん中にあるから危険、海辺の辺野古に移せば安全」と言って辺野古新基地建設を進めています。しかし、普天間基地海兵隊の軍用機は、基地周辺だけで事故を起こしているわけではありません。この 1 年余りも見ても、名護市、久米島町、石垣市、うるま市、読谷村など沖縄全土で事故を起こしており、沖縄に基地がある限り、いのちと暮らしがおびやかされていることを示しています。

国土面積の 0.6%にすぎない沖縄に、日本全体の在日米軍基地の 74%が集中しています。沖縄の面積の 20%、5 分の 1 が米軍基地です。これはどう考えても問題です。そして最大の問題は、日本政府が沖縄の人たちの怒りや不安の 声を「無視し続けている」ことです。

事故原因の十分な説明もないまま、一方的に飛行訓練を繰り返す県民軽視の米軍の姿勢は、断じて容認できるものではなく、政府は、米側に対し県民の安全確保に向けた強い決意のもとで、毅然とした対応をとるべきです。現在、日米地位協定によって米兵の地位は保障、優遇されています。日本の航空法では制限されている飛行高度や飛行禁止区域は、日米地位協定を受けて作られた航空特例法によって、米軍には適用されていません。一方、日本と同じ敗戦国のイタリアやドイツに駐留する米軍は、それぞれの国の法律が適用され、特定の時間帯には飛行できなかったり、飛行回数やルートが制限されています。

国民の生命・財産を守る立場から、このような不条理な日米地位協定を改定すること、また、保育園・学校・病院・住宅など民間地上空での米軍機の飛行・訓練を中止することなどを速やかに実現されるよう強く求める意見書案に賛成といたします。

議員各位には、こうした主旨をご理解いただき、本意見書にご賛同いただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

